

退職金専用定期預金「中国ろうきんプレミアム定期預金L」

(2025年11月1日現在)

1. 商品名と概要	<ul style="list-style-type: none"> 退職金専用定期預金「中国ろうきんプレミアム定期預金^{エル}L (ロング)」 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 退職金のお預け入れを対象に、上乗せ金利でご利用いただく定期預金です。 </div>
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 退職金のお預け入れをされる個人のお客さま
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 10年
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	300万円以上1,000万円未満
(3) お預け入れ単位	1円単位
(4) 自動継続の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 元利継続または元金継続の取り扱いとなります。 自動継続後は自動継続時の自由金利定期預金(M型)の店頭表示の利率を適用します。
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 当初お預け入れ時の自由金利定期預金(M型)の店頭表示の利率に所定の金利を上乗せし、当初お預け入れの満期日まで適用します。
(2) 上乗せ金利の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 市場金利の変動等により、上乗せ幅を変更する場合があります。
(3) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none"> 半年複利で計算し、満期日以後に一括して利払いいたします。
(4) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%) * 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 * マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約条項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)

〔商品概要説明書(預金)〕 退職金専用定期預金「中国ろうきんプレミアム定期預金L」

<p>10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い</p>	<p>・満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <table border="1" data-bbox="504 293 1385 757"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×5%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>5年以上6年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>6年以上7年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>7年以上8年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>8年以上9年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>9年以上10年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×5%のいずれか低い利率	1年以上2年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率	2年以上3年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	3年以上4年未満	約定利率×30%	4年以上5年未満	約定利率×40%	5年以上6年未満	約定利率×50%	6年以上7年未満	約定利率×60%	7年以上8年未満	約定利率×70%	8年以上9年未満	約定利率×80%	9年以上10年未満	約定利率×90%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率																						
1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×5%のいずれか低い利率																						
1年以上2年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率																						
2年以上3年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率																						
3年以上4年未満	約定利率×30%																						
4年以上5年未満	約定利率×40%																						
5年以上6年未満	約定利率×50%																						
6年以上7年未満	約定利率×60%																						
7年以上8年未満	約定利率×70%																						
8年以上9年未満	約定利率×80%																						
9年以上10年未満	約定利率×90%																						
<p>11. 一部払い戻しのお取り扱い</p>	<p>・お預入れ日から1年経過後、預入金額が300万円を超える金額のみ一部払い戻しができます。</p> <table border="1" data-bbox="523 891 1364 1081"> <tbody> <tr> <td>一部払い戻し時の利率</td> <td>お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記10の中途解約利率によります。</td> </tr> <tr> <td>一部払い戻し後の適用利率</td> <td>一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。</td> </tr> </tbody> </table>	一部払い戻し時の利率	お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記10の中途解約利率によります。	一部払い戻し後の適用利率	一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。																		
一部払い戻し時の利率	お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記10の中途解約利率によります。																						
一部払い戻し後の適用利率	一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。																						
<p>12. 預金保険制度</p>	<p>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。</p>																						
<p>13. 金利情報の入手方法</p>	<p>・店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。</p>																						
<p>14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）</p>	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp/</p>																						

〔商品概要説明書(預金)〕 退職金専用定期預金「中国ろうきんプレミアム定期預金L」

<p>15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</p>	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは東京三弁護士会、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
<p>16. その他参考となる事項</p>	<p>・お預け入れは窓口をご利用ください。ATMおよびインターネットバンキングでのお預け入れについては、上記適用金利の対象となりません。</p>

中国労働金庫